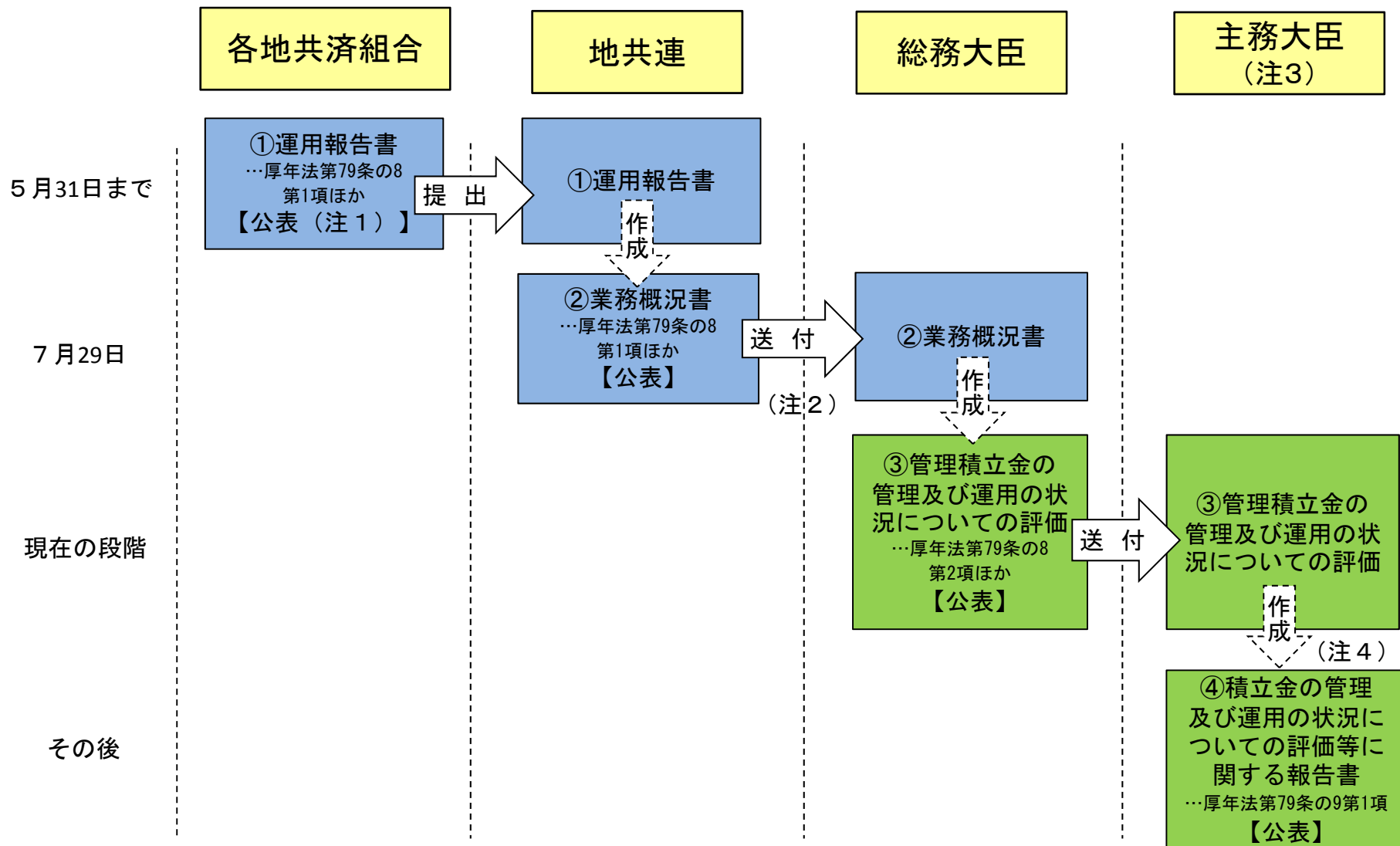


地共済の年金積立金の運用状況の評価・公表について



※ 上記②～④の流れについては、厚労省及びGPIF、財務省及びKKR並びに文科省及び私学事業団と同じ。

注1. ①の公表については、法令に基づくものではないが、②の地共連の業務概況書の公表と同時期とした。

注2. 各地共済組合が提出した①と合わせて、地共連も運用報告書を作成の上、①の写しを添えて総務大臣に送付。

注3. 主務大臣とは、厚労大臣、財務大臣、総務大臣及び文科大臣をいう。

注4. ④の作成に当たっては、厚労大臣が案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文科大臣に協議する。